

居宅介護支援料金表

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
居宅介護支援費 (I i) 〈取扱件数が 45 件未満〉	要介護 1・2	11,088 円	無 料	11,088 円
	要介護 3・4・5	14,406 円		14,406 円
居宅介護支援費 (I ii) 〈取扱件数が 45 件以上 60 件未満〉	要介護 1・2	5,554 円		5,554 円
	要介護 3・4・5	6,973 円		6,973 円
居宅介護支援費 (I iii) 〈取扱件数が 60 件以上〉	要介護 1・2	3,328 円		3,328 円
	要介護 3・4・5	4,308 円		4,308 円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)

【加算・減算】上記の基本利用料に以下の料金が加算・減算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合 (1月につき)	3,063円
入院時情報連携加算 (I)	利用者が病院等に入院する際に、入院した日のうちに、病院等の職員に対し、必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度)	2,552円
入院時情報連携加算 (II)	利用者が病院等に入院する際に、入院した日の翌日又は翌々日に、病院等の職員に対し、必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度)	2,042円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	
(I) イ	必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること	4,594 円
(I) ロ	必要な情報提供をカンファレンスにより 1 回受けていること	6,126 円
(II) イ	必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けていること	6,126 円

(Ⅱ) 口	必要な情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	7,657円
(Ⅲ)	必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	9,189円
通院時情報連携加算	利用者が医師、または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえて居宅サービス計画に記録した場合(1月に1回を限度)	510円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	2,042円
特定事業所加算(Ⅲ)	<p>主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、下記の要件を満たした場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主任介護支援専門員1名と介護支援専門員2名以上、合計3名以上常勤で配置 ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催 ③ 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて相談に対応する体制を確保 ④ 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施 ⑤ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合にも、支援が困難な事例の利用者に居宅介護支援を提供していること ⑥ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会に参加していること ⑦ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと ⑧ (居宅介護支援費(I))を算定している場合介護支援専門員1人当たり利用者数が45名未満であること ⑨ 介護支援専門員実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している ⑩ 他の法人の居宅介護支援事業者と事例検討会、研修会等を実施していること ⑪ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること 	3,297円

	⑫ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること	
特定事業所加算(A)	上記の要件の内、異なる部分 ① 介護支援専門員は常勤 1 名以上、非常勤の常勤換算が 1.0 名以上であること（非常勤は他事業所との兼務可） ③④⑨⑩他の事業所との連携による対応を可とする	1,021円
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の利用者に対して、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問し、居宅サービス計画に位置づけた居宅介護サービス事業者等へ情報提供した場合 (1 月に 1 回)	4,084円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%
看取り期におけるケアマネジメント業務に係る評価	利用者の退院時等にケアマネジメント業務や給付管理のための準備を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合	上記基本利用料

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画等に位置づけた訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく 80%を超える場合	2,042円 (1月につき)

*介護保険法の改正が行なわれる毎に、介護報酬や加算等の見直しが行われます。